

平成23年6月第2回八街市議会定例会会議録（第1号）

.....

1. 開議 平成23年5月31日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

4番 石 井 孝 昭
5番 桜 田 秀 雄
6番 林 修 三
7番 山 口 孝 弘
8番 小 高 良 則
9番 湯 浅 祐 徳
10番 川 上 雄 次
11番 新 宅 雅 子
12番 横 田 義 和
14番 加 藤 弘
15番 山 本 邦 男
16番 京 増 藤 江
17番 右 山 正 美
18番 小 澤 定 明
19番 京 増 良 男
20番 丸 山 わき子
21番 中 田 眞 司
22番 古 川 宏 史

.....

1. 欠席議員は次のとおり

13番 鯨 井 眞佐子

.....

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

市	長	北 村 新 司
副	市	長 高 橋 一 夫
教	育	長 川 島 澄 男
総	務	部 長 浅 羽 芳 明
市	民	部 長 加 藤 多久美
市民部参事（事）	国保年金課長	石 毛 勝
経 済 環 境 部 長		中 村 治 幸
建設部参事（事）	道路河川課長	勝 股 利 夫
教育委員会	教育次長	長谷川 淳 一

選挙管理委員会事務局長	小 出 聰 一
農業委員会事務局長	藤 崎 康 雄
監査委員事務局長	麻 生 和 敏
財 政 課 長	吉 田 一 郎
介護保険課長	宮 崎 充
都市計画課長	山 本 伸 夫
都市整備課長	金 崎 正 人
下水道課長	藏 村 隆 雄
水道課長	醍 醐 文 一
学校給食センター所長	石 川 孝 夫
総務部参事(事)総務課長	小 出 聰 一
厚生課長	石 川 良 道
農政課長	加 瀬 芳 之
庶務課長	勝 又 寿 雄
会計課主査	和 田 暢 祥

.....

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長	森 田 隆 之
副 主 幹	廣 森 孝 江
主 査	小 川 正 一
主 査 補	吉 田 美 恵 子
主 査 補	須 賀 澤 勲

.....

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程(第1号)

平成23年5月31日(火) 午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案の上程

議案第1号から議案第15号

提案理由の説明

請願第23-2号

紹介議員の説明

日程第4 休会の件

追加日程第1 発議案の上程

発議案第2号から発議案第3号

提案理由の説明

委員会付託省略、質疑、討論、採決

+

○議長（古川宏史君）

開会に先立ち、議長より申し上げます。

地球温暖化防止及び省エネルギーに資するため、本日から会議出席者は、上着及びネクタイの着用は自由とします。

次に、北村市長から発言を求められておりますので、これを許します。

○市長（北村新司君）

平成23年4月1日付の人事異動に伴いまして、部長職の異動者及び新しく課長職になりました職員の紹介をいたします。

最初に、市民部長の加藤多久美でございます。

続きまして、経済環境部長の中村治幸でございます。

続きまして、教育委員会教育次長の長谷川淳一でございます。

続きまして、議会事務局長の森田隆之でございます。

続きまして、総務部参事総務課長事務取扱の小出聡一でございます。

続きまして、市民部参事国保年金課長事務取扱の石毛勝でございます。

続きまして、建設部参事道路河川課長事務取扱の勝股利夫でございます。

続きまして、経済環境部クリーンセンター所長の横山富夫でございます。

続きまして、教育委員会庶務課長の勝又寿雄でございます。

続きまして、教育委員会社会教育課長の村山のり子でございます。

続きまして、教育委員会学校教育課主幹の安川裕樹でございます。

以上で紹介を終わらせていただきます。今後ともよろしくお願いいたします。

○議長（古川宏史君）

本日、平成23年6月第2回八街市議会定例会は、ここに開会される運びとなりました。

この定例会は、議案15件、請願1件が提出されることになっています。

慎重に審議を尽くされ、市民の負託に応えられますよう期待いたしますとともに、議会運営につきましても、ご協力をお願いいたしまして、開会のごあいさつといたします。

ただいまから、平成23年6月第2回八街市議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は18名です。議員定数の半数以上に達していますので、この定例会は成立いたしました。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

日程に入る前に報告します。

最初に、糸久建設部長が病気療養中のため、山本都市計画課長、金崎都市整備課長が出席となります。

次に、江澤会計管理者が病気療養中のため、和田主査が出席となります。

次に、地方自治法第121条の規定に基づく出席者は配付のとおりです。

次に、5月24日までに受理した陳情1件、要望1件につきましては、その写しを配付し

ておきました。

次に、監査委員から2月、3月及び4月予算執行分に係る例月出納検査報告書及び定期監査報告書が提出されましたので、その写しを配付しておきました。

次に、地方自治法第104条の規定により、議会の代表として出席した会議等は配付のとおりです。

次に、本日の欠席の届け出が、鯨井眞佐子議員よりありました。

以上で報告を終わります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第81条の規定に基づき、山口孝弘議員、林修三議員を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

この件については、議会運営委員長より発言を求められておりますので、これを許します。

○山本邦男君

おはようございます。平成23年6月定例会の会期等を協議するため、去る5月24日に議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果についてご報告いたします。

6月定例会に上程される案件は、議案15件、請願1件であります。

次に、一般質問の通告が、個人質問12人からありました。

以上の案件を審議するため、6月定例会は、お手元に配付してあります会期表のとおり、会期を本日から6月17日までの18日間と協議決定いたしましたので、この会期等にご賛同を賜り、円滑な議会運営ができますよう議員各位のご協力をお願い申し上げまして、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（古川宏史君）

ただいまの委員長報告のとおり、この定例会の会期は、本日から6月17日までの18日間とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古川宏史君）

ご異議なしと認めます。

会期は18日間に決定しました。

日程第3、議案の上程を行います。

議案第1号から議案第15号及び請願第23－2号を一括議題とし、採決は分割して行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古川宏史君）

ご異議なしと認めます。

最初に、議案第1号から議案第15号の提案理由の説明を求めます。

○市長（北村新司君）

本日、ここに平成23年6月第2回八街市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、公私ともご多用のところご参集いただき、誠にありがたく御礼申し上げます。

提案理由に先立ちまして、このたびの東日本大震災等に係る本市の対応等について、ご報告申し上げます。

東日本大震災の発生から2カ月半あまりが経過いたしました。震災の犠牲になられた方々に対し、謹んで哀悼の意を表しますとともに、被災された方々に心からお見舞いを申し上げます。

また、この間、捜索・復旧等のため、懸命に活動されている自治体、自衛隊、警察、消防等の関係者の皆様に、心から敬意を表したいと思います。

さて、この地震による本市の被害状況や緊急避難場所の開設、独居老人の安否確認、停電に伴う給水所の開設等、地震直後の対応につきましては、去る3月17日の本会議においてご報告申し上げたところでございますが、その後の対応について、改めましてご報告申し上げます。

まず、東京電力の計画停電については、市民の皆様が混乱することのないよう、防災行政無線及び広報車による停電情報の提供、防災無線、フリーダイヤルによる情報提供を実施しました。

東京電力において、計画停電を当面、見合わせるとの判断がなされるまで、本市の計画停電の予定時間には、早朝から夜間まで職員を待機させ、不測の事態に備えたところでございます。

福島第一原発の事故に伴う本市の放射能の影響についてでございますが、柏井浄水場の水道水から放射性物質が検出された折には、直ちに市の水道水の放射性ヨウ素、セシウムの検査を実施し、その結果をホームページ等で、市民の皆様へ情報提供いたしました。

また、市役所や水道課に給水所を設けて、希望される市民の皆様に安全な水を提供したところでございます。

本市の農産物等については、既にご案内のとおり、4月21日に実施した検査により、牧草から基準値を若干超える放射性物質が検出されました。このことから、各関係農家に対しまして、直ちに検査結果の情報提供と放牧や青草をそのまま与えることの自粛を要請したところでございます。

なお、牧草については、5月12日に再検査した結果、基準値を超える放射性物質は検出されませんでした。

今後も2週間おきに検査を実施し、2回連続して暫定許容値を下回った場合、放牧等の自粛は解除される予定です。

一方、5月19日に実施した検査では、生茶葉から暫定規制値を超える放射性物質が検出されたため、関係事業者及び生産者に対しまして、安全性が確認されるまで、出荷の自粛を要請したところでございます。あわせて、風評被害の防止と市民の不安の解消を図るため、

市民の皆様に対してホームページ等を通じて、直ちに情報提供したところでございます。

その他、ハウレンソウや小玉スイカについても検査を実施しておりますが、放射性物質は検出されていません。

また、市内の幼稚園、保育園、小中学校のグラウンド11カ所において、5月23日、24日の2日間で、大気中放射線量の独自調査を実施いたしました。この結果、いずれの場所においても大気の放射線量は、文部科学省の暫定的な目安となる放射線量を下回っており、校庭、園庭等を平常どおり利用して問題ないレベルとなっています。

今後は、小中学校のプールの使用開始と合わせて、プールの水質検査を実施する予定であり、大気中の放射線量の検査結果を見ながら、土壌測定についても検討してまいります。

被災地や避難者に対する支援についてでございますが、避難者の受け入れについては、土日を含めて収容担当職員が、いつでも対応できるよう、市役所において受け入れ体制を整えていたところでございます。

また、実際に市の避難所である老人福祉センターに入所された方には、食料、暖房、寝具等の提供をするとともに、そのお世話のために、24時間2人体制で、職員を張り付けてまいりました。その他、避難所である老人福祉センターで使用する日用品等については、緊急を要したことから、職員に日用品等の提供を要請し、対応しました。市内の親類等宅に避難されている方に対しては、わずかでございますが、米等の食料を提供したところでございます。

また、希望される方のために、市営住宅を準備するとともに、避難者が民間賃貸住宅を借り入れた場合には、生活支援のため、家賃の一部を助成する制度を創設したところでございます。

被災地に対しましては、3月26日、27日と4月2日、3日に市民の皆様から救援物資として、赤ちゃん用紙おむつなど5品目を募り、大変多くの善意をいただきました。この救援物資については、3月29日に千葉県旭市へ、及び4月7日に茨城県北茨城市へと、それぞれの被災地に送り届けたところでございます。

大震災発生以降、市では、延べ24回にわたり、災害対策本部を開催し、このたびの大震災等に対する市の方針決定や職員間の情報の共有を図ってまいったところでございます。この間、議員の皆様をはじめ、各種団体、市民の皆様のご支援、ご協力をいただきましたこと、また、ご不便をおかけしたにも関わらず、状況を理解していただき、大きな混乱が生じないよう、冷静な対応をしていただきましたことに対して、この場をかりて、改めまして御礼を申し上げます。

依然として余震は続いており、被災地においては、いまだ大変な状況にあることに変わりはありませんが、少しずつではあるものの復興に向けた取り組みが始まり、また、原発事故においても、冷温停止に向けた工程表が発表され、事故終息に向け、さまざまな対策がとられ始めました。

本市におきましても、今後も引き続き災害対策本部を中心に、市民の皆様が安心して生活

できるような取り組みとともに、この夏以降の電力不足に対する取り組みなどを行っていく所存でございます。

それでは、提案理由に入ります。

本定例会に提案いたしました案件は、人事案件 1 件、専決処分の承認を求める案件 4 件、条例の一部改正 9 件、平成 23 年度八街市一般会計補正予算の合計 15 議案でございます。

それでは、提案いたしました議案についてご説明いたします。

議案第 1 号は、固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。これは、大野明委員の任期満了に伴う後任として、八街市八街い 89 番地、栗原正幸氏を選任することについて、議会の同意を求めるものでございます。

議案第 2 号から議案第 5 号までは、特に緊急を要するため、市議会を招集する時間的余裕がなく、専決処分したことについて、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

議案第 2 号は、平成 22 年度八街市一般会計予算でございます。これは、国民健康保険特別会計の財源が不足する見込みとなったことから、その財源不足を補うため、一般会計繰出金を国民健康保険特別会計に繰り出すにあたり、一般会計補正予算を補正する必要が生じたことから、専決処分をしたものでございます。

議案第 3 号は、平成 22 年度八街市国民健康保険特別会計補正予算でございます。これは療養給付費等、国庫負担金収入見込額が予算を下回ることとなり、必要な財源が不足する見込みとなったことから、不足分を一般会計からの繰入金で対応するにあたり、平成 22 年度八街市国民健康保険特別会計予算を補正する必要が生じたことから、専決処分したものでございます。

議案第 4 号は、八街市税条例の一部改正でございます。これは、地方税法の改正に伴い、東日本大震災の被災者等に対して、市民税、固定資産税等に係る特別措置に設けられたことから、八街市税条例の関連部分を改正する必要が生じたため、専決処分したものでございます。

主な改正点でございますが、市民税の税額計算にあたり、東日本大震災により被災され、損失を受けた方は、損失額を総所得金額等から控除できることや、固定資産税等の税額計算にあたり、被災住宅用地を住宅用地として使用できないと認める場合は、平成 24 年度から平成 33 年度まで、課税標準の特例措置を適応することとするものでございます。

議案第 5 号は、平成 23 年度一般会計補正予算でございます。これは、東日本大震災、または東京電力福島第一原子力発電所の事故により、避難された方が八街市内の民間賃貸住宅を借り受け、入居する場合に、避難者に対する生活支援として、賃貸住宅家賃の一部を補助するため、平成 23 年度八街市一般会計補正予算を補正する必要が生じたことから専決処分したものでございます。

議案第 6 号の八街市総合計画審議会条例の一部改正。

議案第 7 号の八街市就学区域審議会設置条例の一部改正。

議案第 8 号の八街市スポーツ振興審議会条例の一部改正。

議案第 9 号の八街市住所の表示方法に関する審議会条例の一部改正。

議案第 10 号の八街市環境審議会条例の一部改正。

議案第 11 号の八街市中小企業資金融資条例の一部改正。

議案第 12 号の八街市消防委員会条例の一部改正。

議案第 13 号の八街市上水道委員会条例の一部改正については、八街市議会議長からの執行機関の附属機関、審議会等への参画に関する申し入れに伴う組織の見直しが主なものでございます。

議案第 14 号は、八街市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、市長が事業者等に対して必要な措置を命ずる場合には、期限を定めるなど、条例中の期限・期間を明確化することが主なものでございます。

議案第 15 号は、平成 23 年度八街市一般会計補正予算についてでございます。この補正予算は、既定の予算に 2 千 8 4 3 万 9 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を 1 8 7 億 6 千 9 6 3 万 9 千円とするものでございます。

歳入につきましては、財政調整基金の繰入金 8 6 3 万 9 千円、市債 1 千 9 8 0 万円を増額するものでございます。

歳出につきましては、榎戸駅整備事業費 7 2 6 万 6 千円、このたびの震災に係る災害復旧費として、八街東小学校災害復旧事業費 6 0 0 万 4 千円、中央公民館災害復旧事業費 1 千 5 1 6 万 9 千円を増額するものでございます。

以上で、提案いたしました議案の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、可決くださるようお願いを申し上げます。

なお、議案ではございませんが、平成 22 年度繰越明許費及び事故繰越につきましては、議案と一緒にお配りしてございます繰越計算書をもって報告にかえさせていただきます。

○議長（古川宏史君）

次に、請願第 23－2 号の紹介議員の説明を求めます。

○桜田秀雄君

それでは、請願第 23－2 号、八街市議会全員協議会会議の公開を求める請願の説明をさせていただきます。

請願者は、八街市朝日 435－4、早川忠雄。

紹介議員は、私、桜田秀雄でございます。

それでは、請願書。

平成 21 年に開催された八街市議会全員協議会の議題として「民間ボランティア団体、たち上がれ神戸の会」の財務問題が議題となったとお伺いいたしました。

当該ボランティア団体は、平成 7 年に発生した阪神大震災の被災者支援活動を行うために平成 7 年 2 月、八街市大木 782－61、桜田秀雄氏の呼びかけに共鳴した千葉県内外の有志 80 余名によって結成されたものです。

団体の代表の桜田秀雄氏は、当会を結成した平成7年当時、ＪＲ東日本に在職中で、平成18年に退職、平成19年に行われた八街市議会議員選挙に当選、現在、八街市議会議員の職にあります。桜田議員は、当時「立ち上がれ神戸の会」の代表を務めていたことから、財務問題が問われたものと推察いたします。

同氏の言によると、全員協議会の席上、唐突に古川議員より「桜田議員は阪神大震災のときに義援金を集めたと聞く。寄附した人が5千円を寄附したが、神戸市には1千円の寄附をいただいたと記載されていた。財務が不透明だがどのようなになっているのか。会計帳簿は保管されているのか」との発言があった。

桜田議員は、「十数年前の話であるが、被災地での活動に必要な活動経費のカンパ（支援金）は募ったが、義援金を集めた記憶はない」、「民間団体の話であり、議会全員協議会の議題にそぐわない」と主張、答える必要はないとし、議長に議題としないよう求めましたが退けられ、議題とされました。

この問題は、「災害ボランティア団体立ち上がれ神戸の会」の名誉に関することであり、事実経過を述べる。

1. この事業は阪神大震災の被災者を支援するため、大型バスを改造して作った入浴車により、被災者に入浴サービスを提供することを目的にしたものである。

2. 活動は、平成7年2月21日から5月1日の約70日間、神戸市東灘区御影小学校避難所、現地活動に参加したボランティアは70余名に及んだ。

3. 寄附金の目的は、入浴車の運営に必要な灯油代などの燃料費、現地の活動経費に充ててを目的とし、「神戸の被災者に入浴サービスを・・・支援カンパ」と、寄附の目的を明記したパンフレットにより行ったものである。

4. 寄附者は26名、寄附金40万2千421円。

5. 入浴車の燃料費は、灯油1日80リットルから100リットル前後が必要とされ、現地で調達。避難所運営責任者が入浴車に感激、燃料代までボランティア団体に負担してもらうのは忍びないとして神戸市災害対策本部と交渉、神戸市からの提供を受けることとなったため、予定した灯油代が軽減されることとなった。

6. 平成7年5月1日、入浴車撤収。財務整理の過程で余剰金の扱いを協議した結果、寄附者、現地参加ボランティアの思いを記録にとどめるため、名簿を作成し、1人1千円、100人分として10万円を名簿とともに5月6日に神戸市に寄贈した。

以上が事の概略であり、当会が行った寄附行為は義援金ではなく、活動目的を明確にして行ったカンパ（支援金）であります。

なお、平成23年4月4日、東日本大震災支援活動のため、資料を整理中に会計名簿を発見、古川宏史議員から提起のあった寄附者に事情を説明するため古川議員に面会したが、「寄附者はわからない。当時そういう噂があったので発言をした」と語っている。

過去、本会議で噂をもとに発言した議員に対し、辞職勧告決議案が採択された経緯もあるように、個人、民間団体の名誉に関する重大な事柄を噂をもとに公の会議において発言、こ

れを議題とした八街市議会の良識を疑わざるを得ない。

一連の事案は当会の代表に対して行われたことが明らかであり、当会の会計帳簿の提出を求める発言は、災害ボランティア団体立ち上げ神戸の会への不当な介入である。阪神大震災の支援活動にあたった、心ある80名のボランティアに対する誹謗中傷であり、いかなる側面から判断しても、断じて許容できるものではない。会員の1人として強く抗議するものである。

会議では、誹謗中傷に似た発言が相次ぎ、副議長は、「これは大きな問題だ。大変なことになる。今後も引き続き会議をもちたい」と会議を締めくくり散会したと聞くが、その後会議の招集はないと聞く。地方議会は、地方自治法において、当該公共団体の事務に関する調査権を有しているが、本件は何ら事務事業に関係なく、法と秩序を無視した行為であることは明々白々です。本来、議会の会議の一部である全員協議会は、議会のスムーズな運営及び市政に関する事項を話し合う場であるべきです。これまでも住民の選挙で選出された桜田議員に対し、「議員辞職願を書いて出ていけ」などという、いじめにも似た陰湿なやりとりがあったと聞く。民主主義が最も尊重される地方議会にあって、恥ずかしい行為であると断罪せざるを得ない。

こうした事態を繰り返している原因は、「全員協議会」という市民から目の届かない閉鎖された中で行われていることにより、起こるものであると推察する。

よって、改善するには会議を住民に公開することが必要不可欠であることから、以下について、地方自治法第124条に基づきお願いいたします。

+

請願事項。

1. 八街市議会全員協議会の会議を公開とし、会議の傍聴を認めるよう関係規則の改正を行うこと。

平成23年5月23日。

八街市議会議長、古川宏史様。

なお、紹介議員といたしまして、一言補足をさせていただきます。

本件について、5月6日、当時、会計を担当していた2人のうち、桜田昭子より古川現議長に発言の意図を伺いたく、面会の要望書を提出いたしましたが、5月12日、面会を拒否する旨のご連絡をいただきました。

阪神大震災以降、日本海重油事故、台湾大震災、鳥取西部地震、新潟中越地震、北海道有珠山噴火、宮城・岩手内陸地震など、さまざまな災害現場で八街市民のご協力をいただきながら被災者支援活動にあたってまいりましたが、本件をきっかけに「人の為によかれとやっても、こんな不条理に合う。やるなら1人でやって」と家族から懇願され、未曾有の東日本大震災の支援活動に二の足を踏んでおります。実にむなしく、残念であります。

こうした不条理をなくすために、会議の透明性と議会の近代化、住民に開かれた八街市議会を作るために、本請願の採択を心からお願いを申し上げまして、提案の説明にかえさせていただきます。

○議長（古川宏史君）

お諮りします。ただいま議題となっています議案第1号、固定資産評価委員の選任については、人事案件ですので、質疑、委員会付託及び討論を省略して、直ちに採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古川宏史君）

ご異議なしと認めます。

議案第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

この議案に同意することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古川宏史君）

ご異議なしと認めます。

議案第1号は、同意することに決定しました。

議事都合のため、しばらく休憩します。

本会議再開時刻は11時といたします。

議会運営委員会を開催しますので、関係する委員は第2会議室へお集まりください。

（休憩 午前10時35分）

（再開 午前11時00分）

○議長（古川宏史君）

再開します。

報告します。

丸山わき子議員より、発議案提案理由を説明するにあたって、参考資料配付の要望がありましたので、配付しておきました。

以上で報告を終わります。

ただいま、発議案2件が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として、議題にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古川宏史君）

ご異議なしと認めます。

追加日程第1、発議案の上程を行います。

最初に、発議案第2号の提案理由の説明を求めます。

○丸山わき子君

それでは、発議案第2号、原発から撤廃を求める意見書の提出について、提案させていただきます。

上記の議案を次のとおり、八街市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成23年5月31日提出。

八街市議会議長、古川宏史様。

提出者は、私、丸山わき子。

賛成者は、右山正美議員、京増藤江議員でございます。

意見書を読み上げる前に、若干の説明をさせていただきたいと思います。

東日本大震災から2カ月。亡くなった方は1万5千500人を超し、今なお不明となっている方は8千500人。また、10万3千人の方々が避難されており、改めてお見舞いを申し上げる次第でございます。

東京電力福島第一原発事故災害は、福島県内避難者7千239人、県外3万5千526人、計画的避難区域の住民約1万人。5万2千700人の住民が予想もしない避難命令や勧告がいきなり出され、着の身着のまま飛び出さざるを得ない事態となりました。

地域の災害対策が全くなされておらず、原発は「安全」を信じて暮してきた住民への裏切りとなり、さらに、農業・漁業・観光への被害は図り知れません。

福島原発事故から2カ月も経過してから、原子炉の緊急停止から15時間後にはメルtdownをしていたとする真相が、国民の前に明らかにされました。いかに、今の原発技術が本質的に未完成で、危険なものであるか。また、どんな事故がおきても、原子炉が抱えている莫大な放射性物質を閉じ込めておく安全な技術がないことが証明され、「重大事故は起こらない」として安全対策をとってこなかったことが、どんな深刻な結果をもたらすかが明瞭となりました。

今の原発システムのいま一つの危険は、使用済み核燃料の保管の問題です。使用済み核燃料にも高いレベルの放射性を持っており、半減期が何千年・何万年とかかるものもあります。今まで、青森県六ヶ所村の貯蔵プールに貯蔵されてきましたが、満杯の状態であり、それぞれの原発で保存するためのプールを持っています。今回の事故ではっきりしたように、いざというときには、原発だけではなく、使用済み核燃料のプールが核事故の発火点になるという二重の危険にさらされたということです。自分が生み出す核廃棄物の始末ができないようなエネルギーの利用の仕方が本当に完成した技術とは言えません。

さらに、危険の3点目に、原発の立地条件です。

先ほど、議長の許可をいただきまして、皆様のお手元に世界の地震の発生地点、それから原発の立地のものを、皆様のお手元に配付させていただいております。これを見ていただいても、おわかりかと思います。これは、震度6以上ではございません。

世界で震度6以上の地震の3分の1は日本で起こっております。この分布図を見ましても、かなりの頻度で、日本は地震を起こしていることが明らかだと思います。世界有数の地震国であり、世界1、2の津波国日本に原発を集中立地することは、危険極まりないものです。

今回の巨大地震は、日本での今後の地震の危険性について専門的な見直しが求められており、日本列島のどこにも大地震と大津波の危険性のない「安全な土地」と呼べる場所は存在

+

しておりません。

こうした危険をチェックし、監視する機関が確立していないことも問題であります。

5月16日のNHK世論調査の結果では、縮小・廃止を求める国民の声が、先月よりも13ポイントも増え、57パーセントと半数を超えております。国民の多くが原子力に頼る危うさを実感し、安心・安全なエネルギーシステムを作ること求めています。この立場から意見書を提出するものでございます。

それでは、読み上げます。

原発から撤退を求める意見書（案）。

福島第一原子力発電所の事故は、原発の危険性を国民の前に事実をもって明らかにしました。世界有数の地震・津波国である日本で、54基という世界3位の原子力発電所が集中的に建設されており、その上、現在の原発の技術は本質的に未完成で、極めて危険なものです。

原発は莫大な放射性物質を抱えていますが、それをどんな事態が起きても閉じ込めておく完全な技術は現在ありません。ひとたび大量の放射性物質が放出すれば、被害は深刻かつ広範囲であり、将来にわたって影響を及ぼします。本市においても、牧草に続き、生茶葉に放射性セシウムが暫定規定値を上回るという分析結果が出て、野菜などの風評被害や健康への不安の声が上がっています。国民を原発から守るために、次にことを求めます。

1. 原発の撤退を政治的に決断し、期限を決めて原発をゼロにするプログラムを作ること。

1. 再生可能エネルギーの開発と普及、促進、低エネルギー社会の移行のために、最大限の知恵と力を注ぐこと。

1. 原発ゼロに至る期間に危険を最小限とするため、可能な限りの安全対策をとること。

1. 原発推進期間から完全に分離・独立した規制機関を研究に確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

八街市議長、古川宏史。

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣あてでございます。

ぜひとも皆さんにご理解いただきまして、採択いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（古川宏史君）

次に、発議案第3号の提案理由の説明を求めます。

○湯浅祐徳君

提出者、鯨井眞佐子議員が欠席のため、賛成者の私が、発議案第3号について説明をさせていただきます。

発議案第3号、東京電力株式会社福島第一原子力発電所において発生した事故に伴う農産物被害に対する迅速な対応に関する意見書の提出について。

上記の議案を次のとおり、八街市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成23年5月31日提出。

八街市議会議長、古川宏史様。

提出者、八街市議会議員、鯨井眞佐子。

賛成者、八街市議会議員、私、湯浅祐徳。同じく京増藤江議員、同じく山本邦男議員、同じく中田眞司議員、同じく桜田秀雄議員。

それでは、意見書（案）の朗読をもって提案理由の説明とさせていただきます。

東京電力株式会社福島第一原子力発電所において発生した事故に伴う農産物被害に対する迅速な対応に関する意見書（案）。

今回の東京電力株式会社福島第一原子力発電所において発生した事故に伴い、千葉県内においても国の定めた暫定基準値を超える放射性ヨウ素及び放射性セシウムが検出され、農作物の出荷制限を余儀なくされております。

本市においても、5月19日に実施された生茶葉の検査では、暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されたため、関係事業者及び生産者に対し、出荷の自粛が要請されたところであります。

このことから、次のとおり要望いたします。

1. 生茶葉から国の暫定基準値を超える放射性セシウムが検出されたが、生茶葉のみの補償に限らず、加工販売業者への補償及びハウレンソウ等の農産物が風評被害により、出荷自粛せざるを得ない場合においても、きめ細かな補償をお願いいたします。

2. 東京電力株式会社福島第一原子力発電所において発生した事故は終息しておらず、放射性物質の飛散は避けられない状況にあることから、これから生産される産物におきまして、品目を増やすなど、検査の徹底をお願いいたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成23年5月。

八街市議会議長、古川宏史。

千葉県知事あて。

以上、よろしくご審議の上、ご賛同くださいますよう、お願いいたしまして、提案理由の説明とさせていただきます。以上です。

○議長（古川宏史君）

お諮りします。ただいま議題となっています発議案第2号、発議案第3号は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに質疑・討論・採決を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古川宏史君）

ご異議なしと認めます。

これから、発議案第2号、発議案第3号に対しての質疑を行います。

質疑ありませんか。

○山本邦男君

このたびの東日本大震災、本当に日本の国難というような大惨事であります。

また、それに加えて福島的第一原発の状態は、本当に日本の将来がどうなってしまうのか。また、日本が経済大国として立ち直れるのか、非常に憂慮される問題であることは、私も認識をしております。

この発議案第2号に対しまして、お伺いしたいと思いますが、確かにこの心情はよくわかります。私も気持ちは一緒でございますけれども、ただ、この期限を決めてと、第1の原発の撤退を政治的に決断し、期限を決めてとございますけれども、ゼロにとございますけれども、この期限というのは、どのくらいを目標にしておられるのか、お伺いしたいと思います。

○丸山わき子君

これは、先ほども申し上げましたように、NHKの調査では、国民の半数以上が原発への不安を持っていると。こうした不安をなくすためには、どれだけの期限を設定していくのか。これは、大いに論議していくところであります。

それで、この福島原発が起きまして、すぐ、ドイツでは、もう原発をなくそうと、そういう動きになったわけですね。ですから、本当に国民の不安をなくすためには、どのような日程が必要なのか。それは、大いに論議していく必要があると思います。

ですから、私は、あえていつまでにではなくて、不安にどう応えるかという、そこを私は国に預けたいというふうに思っております。以上です。

○山本邦男君

確かに心情的には、よくわかるわけでございますけれども、ただ、今、これを無理をして急に原発を止めていくということになりますと、日本は資源もございません。そして、また、福島がああいう状態になっただけで、もう電力不足が生じ、この夏をどう越すのかというような状況も現実も問題として浮上しているわけでございます。これを短期間に無理にして、原発をゼロにするという目標を持っていきますと、これは必ず日本の経済が混乱すると思いますし、また、これを長い期間を定めてやっていくのには、30年とか、50年とか、そういう目標だったら、これは、私どもの存在する以前の問題になってしまいますので、この辺を国に預けると言われましたけれども、やはり提出される側から、ある程度の目安を付けていただきたかったなというふうな思いはしておるところでございます。

○丸山わき子君

今、国内の原発は54基あるわけですね。この5月に稼働しているのは17基なんですね。実際に原発の電気料というのは3割、全体の3割が原発なんですね。今回、17基しか稼働していないんですが、そこから確保される電気料は10パーセント台なんです。これは、今、企業も国民も節電というところで、本当に努力をして電気料を必要としない取り組みをしているわけですね。今年の夏の特に節電というのは、10パーセントから20パーセントということが言われているわけですが、この10パーセントから20パーセント節電というのは、1990年、この時代は、今、節電する電気料の中で生活していたわけですね。決して不便ではなかったと思います。無駄な電気をいかにこの間使ってきたかということが、問題視さ

れなければならないんじゃないかなというふうに思っています。

それで、日本は環境エネルギー政策研究所、ここが、これは東北電力管内で消費される電力をバイオマスだとか、地熱だとか、風力だとか、太陽光など、再生可能エネルギーで賄うプランをまとめたんですね。それによると、2020年度には、原発はゼロになると、そういう算出をしているわけですね。やはり期限を決めるという点では、素人考えでは大変危険だと。やはり、こういった研究所の意見を取り入れ、国民の不安に応えていくと。ですから、そういう点では、専門家の知識を結集させて、この低エネルギー社会、また、再生可能エネルギーの社会に取り組んでいくべきだというふうに思います。以上です。

○議長（古川宏史君）

ほかに質疑はありませんか。

○横田義和君

発議案第2号についてお聞かせ願います。確かに、このたびは地震が発生しまして、原発、そして津波において原子力の施設が大きな被害を受けて、原発問題が起きていて、このように原発から撤退を求める意見書ということが案として出たということでございます。

そういった中で、今、丸山議員からドイツの話が出ましたけれども、同じヨーロッパでもフランスは8割が原子力でございます。そしてドイツは、なぜ、原子力から全廃できるかということは、ドイツはヨーロッパが全体で電気を融通できるようになっているんですね。そして、そのときは電力を輸入すると言っているわけです。日本は島国ですから、もっと言えば関東・東北でも違うわけですね。融通が利かない。そういった中で、日本は今まで原子力を頼って電気の製作は地区間で競合しないように、今まで政府が、そのように地域を分けてやってきたという中であります。そういったことからして、ドイツの話と日本の国状を考えた場合に、気持ち的には即刻というふうな意見はわかりますけれども、この原発から撤退を求める意見書ということですので、この辺は、私はできれば原発に頼らない、電源エネルギーを模索する意見書や何かだったらいいかなというふうに思ったんですが、あと1つだけ、原発推進機関から完全に分離し、独立した規制機関を緊急に確立する。これは、どういうことか、いま一度、説明をお願いします。

○丸山わき子君

これは、国際条約でも義務付けられているんですね。原発を推進するにあたっては、きちんと規制をする機関を作りなさいよと。ところが、日本の場合は原発推進の経済産業省の一部分にすぎないと。原子力安全委員会は政府を補助する権限しか持っていない。きちんと原発の危険性まで立ち入って調査をするという、そういう役割を果たしていないわけですね。ですから、ブレーキの利かない欠陥車と同じで、安全は守れないというわけです。これは、もう今度の事故ではっきりしたと思うんですね。

それで、アメリカは、今この原発に対して4千人の職員を配置し、チェック規制をしているわけですね。日本は、この委員長を含めて5人、職員は60人。そういう状況の中で原発を動かしてきているわけですね。そういった点では、本当に安全性がきちんとチェックされ

+

てこなかった。そういう意味では、きちんと原発の推進機関から完全に分離・独立し、規制機関を緊急に確立していくことが必要であるということです。以上です。

○横田義和君

今、アメリカの話が出ましたけれども、アメリカでもスリーマイル島で事故があり、その後、原発は作っていませんけれども、今のオバマ大統領は、原発に反対はしていないわけですね。何千人いようが、どういう体制をとろうが、日本でも原発推進機関というのは、私は今まで当然政府が進めてきた中で、今の政府も、その辺に対しては規制をしようという独自の、今、機関を作ろうというふうにやっていますね。そういったことからしてもわかるんですけども、資源が大量にあるアメリカでさえも、スリーマイルの事故以来、原発は作っていないとはいえ、原発をやめるという政策には至っていない。

それから、先ほど言いましたように、二度になりますが、ヨーロッパはヨーロッパ中にEUがあります。その中は全部、電力は融通し合える。そして隣には、さっきもいいましたように8割の原子力を持ったフランスがある。イギリスは油田も大量にある。日本は小資源国でありますので、その辺は大変にやはりゆっくりと、山本議員が言いましたように、期限を決めて原発をゼロにする、プログラムを作るといっても、なかなかそれにかわる期間、時期なかなか難しいという中では、その辺に対してはいかがかなというふうに思うところでもございます。私の意見は以上でございます。

+

○丸山わき子君

今、フランス、アメリカの例が出されました。先ほどお手元にお渡しした資料を見ていただくとわかりますけれども、フランスにしても、アメリカにしても、地震が発生していないところに原発が建っているわけですね、作られているわけですね。日本は地震国であり、津波国であり、大変危険なところに原発が作られている。ここが問題だと思うんですね。

先ほど来、申し上げておりますけれども、54基の原発があっても、現在は17基で十分対応している。そして、その電気総出力は10パーセント台だと。それは、自然エネルギーで十分対応できる。そういう状況が今作り出されてきているわけですね。そういう点では、私は、国民が本当に日に日に不安を持っている、この原発に対しては、やはりこうした事故を起こした以上は、この日本から原発をなくしていくという、これを発信していくことが、私は必要ではなかろうかというふうに思うわけです。

以上の立場から、原発ゼロへの取り組みをしていくべきであるということで、申し上げたいというふうに思います。

○議長（古川宏史君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古川宏史君）

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから、討論を行います。

最初に、発議案第2号についての討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(古川宏史君)

討論がなければ、これで発議案第2号の討論を終了します。

次に、発議案第3号についての討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(古川宏史君)

討論がなければ、これで発議案第3号の討論を終了します。

これから、採決を行います。

最初に、発議案第2号、原発からの撤退を求める意見書の提出についてを採決します。

この発議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立少数)

○議長(古川宏史君)

起立少数です。発議案第2号は、否決されました。

次に、発議案第3号、東京電力株式会社福島第一原子力発電所において発生した事故に伴う農産物被害に対する迅速な対応に関する意見書の提出についてを採決します。

この発議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(古川宏史君)

起立全員です。発議案第3号は、原案のとおり可決されました。

日程第4、休会の件を議題とします。

明日、6月1日は、議案調査のため休会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(古川宏史君)

ご異議なしと認めます。

明日、6月1日は、休会することに決定しました。

本日の日程はすべて終了しました。

本日の会議はこれで終了します。

6月2日は、午前10時から本会議を開き、市政に対する一般質問を行います。

議員の皆様に申し上げます。

6月9日に議案に対する質疑を予定していますので、質疑のある方は6月3日、午後4時までに通告書を提出するようお願いいたします。

なお、所属する常任委員会の所管する議案については、原則として質疑を避けるようお願いいたします。

11時40分から全員協議会を開催いたしますので、議員控室にお集まりください。

+

ご苦労さまでした。

(散会 午前11時32分)

+

+

+

○本日の会議に付した事件

1. 会議録署名議員の指名

2. 会期の決定

3. 議案の上程

議案第1号から議案第15号

提案理由の説明

請願第23-2号

紹介議員の説明

4. 発議案の上程

発議案第2号から発議案第3号

提案理由の説明

委員会付託省略、質疑、討論、採決

5. 休会の件

.....
議案第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度八街市一般会計補正予算）

議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度八街市国民健康保険特別会計補正予算）

議案第4号 専決処分の承認を求めることについて（八街市税条例の一部改正）

議案第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度八街市一般会計補正予算）

議案第6号 八街市総合計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について

議案第7号 八街市就学区域審議会設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第8号 八街市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例の制定について

議案第9号 八街市住所の表示方法に関する審議会条例の一部を改正する条例の制定について

議案第10号 八街市環境審議会条例の一部を改正する条例の制定について

議案第11号 八街市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例の制定について

議案第12号 八街市消防委員会条例の一部を改正する条例の制定について

議案第13号 八街市上水道委員会条例の一部を改正する条例の制定について

議案第14号 八街市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第15号 平成23年度八街市一般会計補正予算について

請願第23-2号 八街市議会全員協議会会議の公開を求める請願

発議案第2号 原発から撤退を求める意見書の提出について

発議案第3号 東京電力株式会社福島第一原子力発電所において発生した事故に伴う農産物被害に対する迅速な対応に関する意見書の提出について

+